

農業と福祉を明日へつなぐ

農福 連携

テキストブック



青森県

農福連携は、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

しかしながら、農業者からは、福祉の知識がなく、「障がいのある人にどのような作業をお願いできるのか、どう取り組めばよいか分からない」といった意見が聞かれます。

また、福祉事業所では、スタッフを含め農業の知識や経験がないことから、農業の仕事へ踏み出せずにいます。

農福連携を推進するためには、農業側、福祉側双方がお互いのことを知り、農福連携のメリットについて理解することから始める必要があります。この冊子は、福祉の基本的な情報や農福連携を進める上での手順、留意点、マッチングの実例などのほか、にんにく作業の事例を掲載しています。

これから農福連携に取り組んでみようと考えている皆さんの一助になれば幸いです。



りんご拾い作業



ごぼう袋詰め作業

目次

農福連携取組パターン	01
農作業受委託のメリット	03
作業受委託の流れ	04
障がいの特徴	05
農作業の細分化の必要性	06
農作業の注意点	07
農作業時の服装	08
マッチング事例	
農作業受委託におけるマッチングについて	09
マッチングの手順	10
農福連携コーディネーター	13
よくある質問	14
取組事例	
農業者が取り組む農福連携	15
福祉事業所が取り組む農福連携	16
作業事例集	
にんにく	17
りんご	20
事前確認・委託契約書の例	21
障がい者雇用の流れ	23
問い合わせ先一覧	24

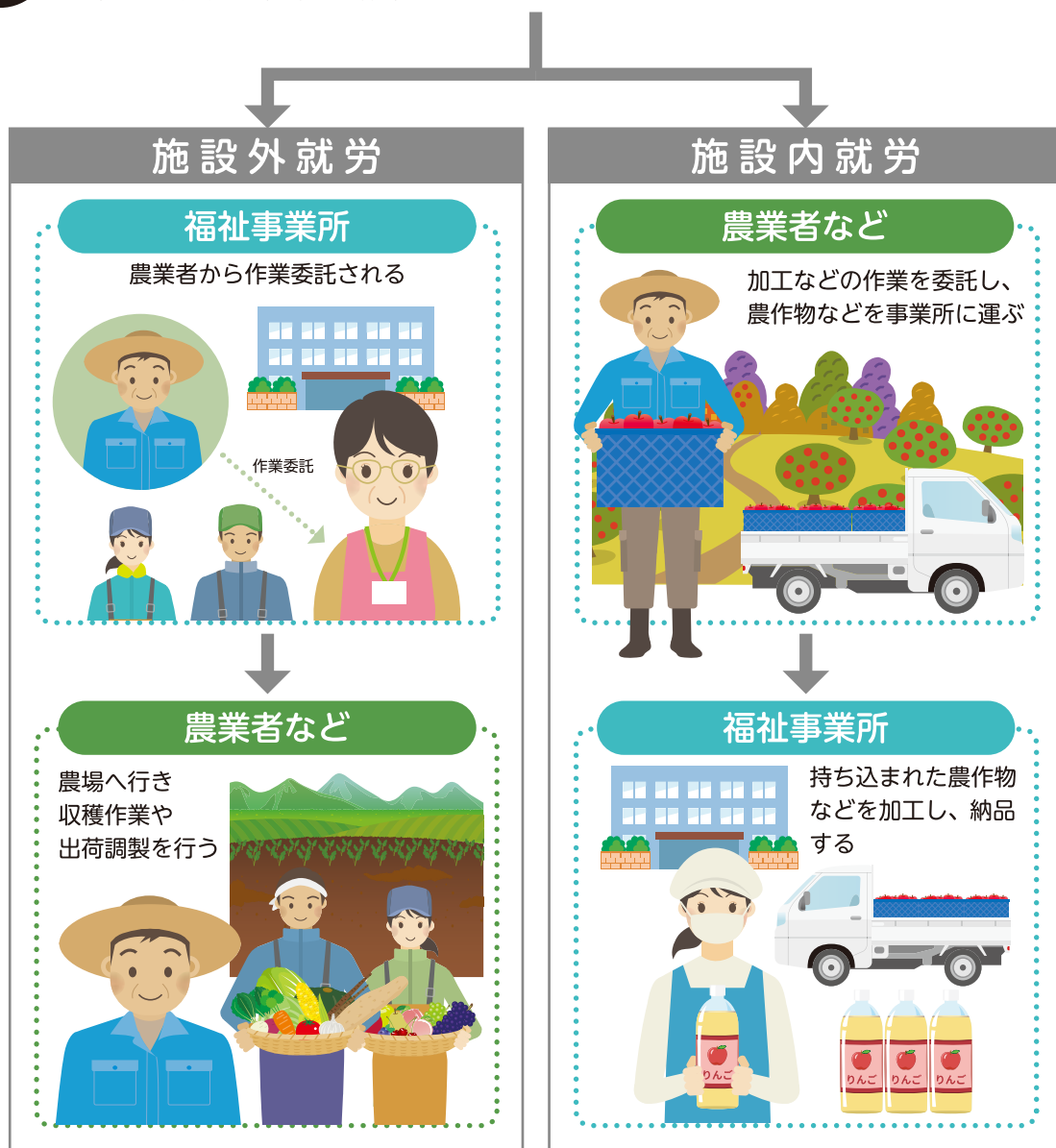
農福連携の3つのパターンと特徴

農福連携の取組には、おおむね3つのパターンがあります。その中でも①作業受委託型（農業者が、福祉事業所に農作業を委託）が農業側・福祉側ともに比較的取り組みやすいと考えられます。



① 作業受委託型

農業者が、福祉事業所に農作業を委託する。



作業受委託型「施設外就労契約」の進め方の詳細は、P.4「作業受委託の流れ」を御覧ください。

2

直接雇用型

農業者が障がいのある人を雇用し、農業に従事してもらう。

障がいのある人

働く意欲がある
仕事を探している



農業者などが
障がいのある人を
雇用する

農業者など



障がいのある人

農業に
従事する



3

農業参入型

福祉事業所が、自ら農業を行う。

福祉事業所

働く意欲がある



事業所が管理する農地や加工施設

事業所が管理する農地で
農業を行う



農作物を収穫し、加工や
出荷調製などを行う



スーパー・直売所など

出荷・販売をする



このほかに他県の事例では、特例子会社と連携した取組があります。

障害者雇用促進法に基づき、従業員が一定数以上の規模の事業主は、従業員に占める身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の割合を「法定雇用率」以上にする義務があり、法定雇用率を達成するため、特例子会社制度を活用した農福連携の取組があります。

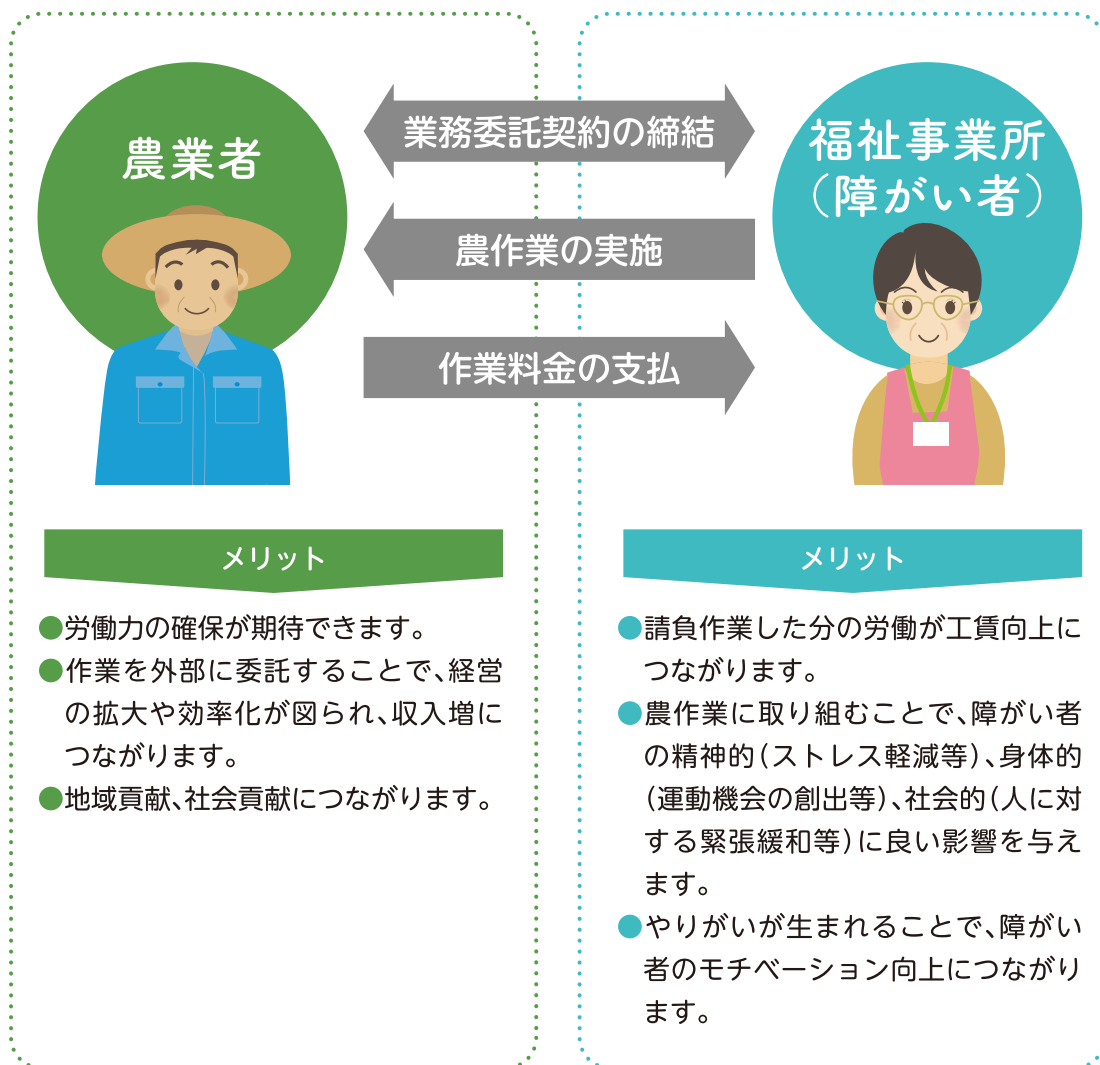
民間企業の法定雇用率は2.3%(令和5年4月現在)です。従業員を43.5人以上雇用している事業主は、障がい者を1人以上雇用しなければなりません。

特例子会社制度は、障がい者の雇用促進及び安定を図るため、事業主が障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されている者とみなして、実雇用率を算出できることとしています。

農業者と福祉事業所による農作業受委託とは、福祉事業所が農業者と作業内容や料金等を定めた業務委託契約を結び、農作業の一部を請け負うものです。

農業者は、契約に基づく作業料金を福祉事業所に支払うことになります。

福祉事業所を利用する、障がいのある方（以下利用者）と福祉事業所職員で作業ユニットを組んで請け負った作業を行います。このとき、利用者への作業指示等は福祉事業所職員が行います。



農作業受委託を始めるには・・・

農作業受委託の流れ

① 農業者からの依頼・相談

最寄りのワンストップ窓口が農業者からの依頼・相談等をお受けします。

② ワンストップ窓口による聞き取り

農業者から、作業日、時間、品目、作業内容等を聞き取ります。

③ ワンストップ窓口・農業者の現地打合せ

ほ場の状態、ほ場までの経路、作業内容の詳細、休憩場所、トイレの確認等を行います。

④ 福祉事業所とのマッチング

ワンストップ窓口は、受託可能な福祉事業所を募集し、農業者とマッチングします。

⑤ 業務委託契約の締結

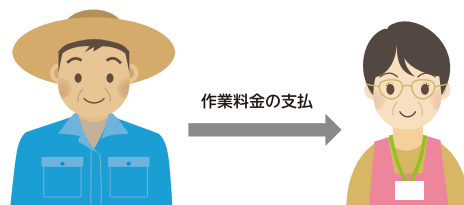
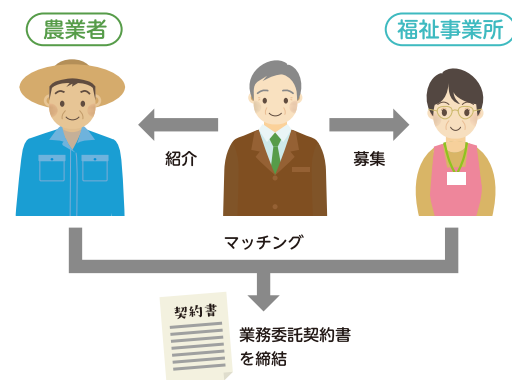
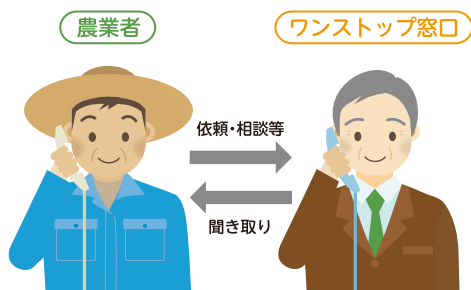
農業者と福祉事業所が合意した後は、業務委託契約書を締結します。

⑥ 農作業の実施

農作業中の指導及び安全管理は福祉事業所職員が行います。農業者は作業の実施具合等の確認をお願いします。

⑦ 作業完了

農業者は福祉事業所に作業料金の支払を行います。



ワンストップ窓口については、地域県民局にお問い合わせください。

障がいの特徴と障がい者の就労支援の種類

農福連携の初めの一步は、障がいのある人のことを理解することです。
例えば、話すことが苦手だけれど、トマトの出荷箱づくりが得意でコツコツと一つの作業をすることができたり、障がいのある方には一人ひとりに特性があります。
主な障がいとして、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病(特定疾患)などが挙げられます。



身体障がい者

先天的又は後天的な理由で、身体の機能の一部が不自由な状態を指します。視覚障がい、聴覚障がい、音声・言語障がい、肢体不自由、内部障がい(内臓機能など)など様々あり、外見からは分かりにくいこともあります。

農産物を適期で収穫する判断能力が高く、作業管理で能力を発揮できる人がいます。ただし、手足の不自由な人は、ほ場での作業に困難が伴う場合があります。

知的障がい者

記憶や知覚、判断といった知的機能の発達の遅れが見られ、社会生活への適応が難しい状態を指します。身の回りのことを行うのに支障が少ない軽度から、介助が必要な最重度まであり、学習や理解、判断などで周りの支援が必要です。

体力を必要とする作業を行える人がいます。そして、単純な作業でも集中力を持続できる人がいますが、適期の収穫、作物と雑草の識別等の判断が難しい人もいます。

精神障がい者

(発達障がい者を除く)

様々な原因による精神疾患によって、日常生活に制約がある状態を指します。統合失調症やうつ病、双極性障がいといった気分障がい、神経症、パニック障がい、適応障がい、アルコール依存症などが含まれます。

適期の収穫等の判断能力が高く、免許証を所持していて農業機械を操作できる人もいますが、長時間にわたり作業を持続することが苦手だったり、服薬の影響により動作が緩慢な人もいます。

発達障がい者

先天性の脳の機能障がいが原因で、自閉症スペクトラム障害、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、吃音(症)などが幼少期のうちに発症。症状に個人差が大きいです。

視覚優位、こだわりがあるといった障がい特性を生かして、点検や計量、細かい作業が得意な人がいます。他方で、対人関係が苦手な人、同時に複数の作業を並行してできない人、手先が器用でない人、落ち着いて座ってられない人もいます。

障がい福祉サービス事業所の種類

就労移行支援事業所

- 一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる方。
- 一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援A型事業所

- 一般就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が可能である方。
- 雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う。

就労継続支援B型事業所

- 一般就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が困難である方。
- 就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行う。

障がいの程度は比較的軽度

障がいの程度は比較的中度

障がいの程度は比較的重度

農作業を細分化する

一連の作業を細かく分解するのがポイントです。

障がいのある方に仕事をしてもらうポイントとなるのが、農作業を細分化する「切り出し」です。

農業者にとっては一連の流れと考えている作業でも、複数の手順に分けることで、障がい特性に合った仕事もあり、適材適所の配置をすることが可能になります。

また、作業を行う際に、程度や加減の判断が難しい場合には、農業者からの説明を工夫するほか、資材や品目の選択を工夫する方法もあります。

例えば、野菜苗の定植は、「マルチに〇cmおきに穴を空け」「定植位置を定め」「植え穴を掘る」「植え穴へ粒剤をまく」「野菜苗を運ぶ」「定植する」「仮り支柱を挿す」「苗と仮り支柱を結ぶ」と分解することができます。一連の作業を複数の工程に分解することで、障がいのある方が仕事を覚えやすくなります。力仕事得意な方には苗運びを任せるなど、得意な作業を分担して実施します。

「〇cmおきに穴を空け、次に植え穴を掘って、粒剤をまいて…」と一度に複数の指示をすると混乱し、正しく作業できないことがあります。



屋外作業には細心の注意を

農業は屋外での作業が多いことから、気候・作業に応じた服装や、トイレ・手洗いなどの衛生管理が重要です。また、作業によって農機具などを使用することもあります。

福祉事業所が農業者から作業受託する場合に、農業者及び福祉事業所がそれぞれ事前に心掛けておくべき注意点をまとめました。

なお、農業者が障がいのある方を雇用する場合や福祉事業所が自ら農業に取り組む場合にも同様な配慮が必要です。

農業者

〈受入準備〉

- 道具を使う作業の場合、事前に福祉事業所職員に対し安全な使い方などを指導する。
- 畑の中の危険箇所が分かるように工夫をする。(スプリンクラー、枝の引っ張り線などに目印をつける等)

〈衛生管理〉

- 農作業を実施する場所の近隣のトイレや休憩場所を確認し、作業しやすい環境となるよう配慮する。

福祉事業所

〈道具・服装など〉

- 作業人数に応じ、必要な道具を準備する。(農業者から道具を借り入れる場合は、「誰のものか」を明確にしておく)
- 季節や作業に合わせた適切な服装を心掛ける。(虫刺されやケガの防止のため、夏も長袖、長ズボン、帽子、作業に合った手袋などを着用することが望ましい)

〈衛生管理〉

- 収穫物の調製や袋詰めなどでは、手洗い、マスクの着用などを徹底する。

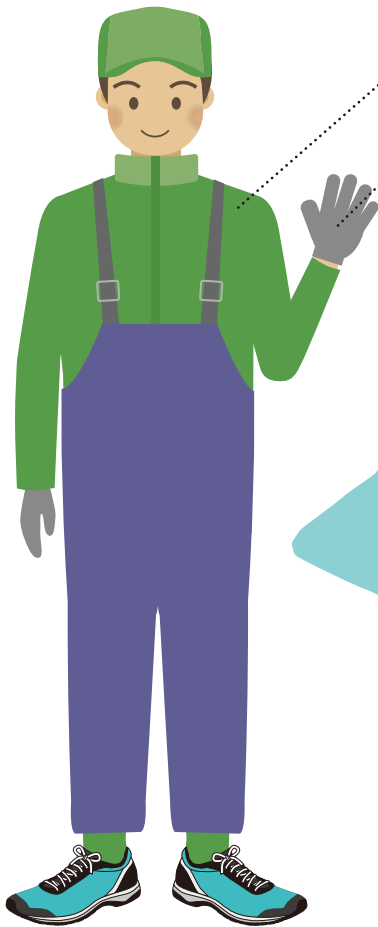
共通事項

- できる限り細分化・単純化した作業マニュアルを作成することが望ましい。
- 一人ひとりの作業能力や適性に合わせて作業を選択する。
- 作業は徐々に習得してもらい、習熟度に合わせて高度化していく。



ルールの提示など

作業の前に、チェックしましょう。



☐ できるだけ夏も長袖、冬は風を通しにくいジャンパーなどを着用しましょう。

☐ 作業に適した手袋を着用しましょう。

例えば・・・

●草取り等／軍手

●摘花・摘果等／指先がゴムでコーティングされた手袋

●枝拾い、刃物を使う作業等／革手袋



☐ 暑い時期の作業ではタオルや、水分補給の水筒を準備しましょう。

☐ 屋外で作業する時は、帽子を着用しましょう。

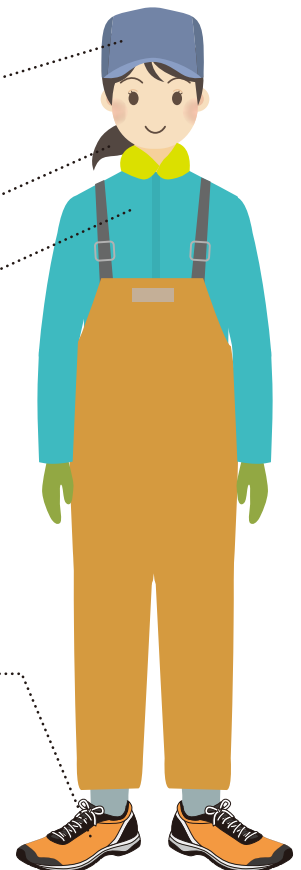
☐ 長い髪は結びましょう。

☐ フリル付きなど、枝や機械に引っかかりそうな服装は避けましょう。
タオルやマフラー等を巻く時もなびいたりしないように注意しましょう。

☐ 作業や畑の状況によっては、長靴を使用しましょう。



☐ 作業しやすい運動靴を着用しましょう。
(ヒモがほどけないように注意しましょう。)



農作業受委託におけるマッチングについて

ここでいうマッチングとは、主に農業者など「働き手が欲しい方」と、福祉事業所に通う「働く機会を求めている方」との条件が合い、互いの望みが実現することです。手を取り合ってお互いが有益となる、いわば「お見合い」のようなものです。

そこで、条件が合うお相手同士を引き合わせるための仲介役が必要となります。依頼する側も、される側も、安心して臨めるように仲介するのが農福連携コーディネーターです。

実際どのように農作業受委託（マッチング）が行われるのか、手順を追いながら、コーディネーターの役割とともに、御紹介します。

なおマッチングに際し、地域により連携の事情が異なるため、県民局や農協などが窓口となる場合もあり、仲介の対応内容に多少の違いはあります。必ずしもコーディネーターが介在するわけではありませんが、おおよその手順は同じです。

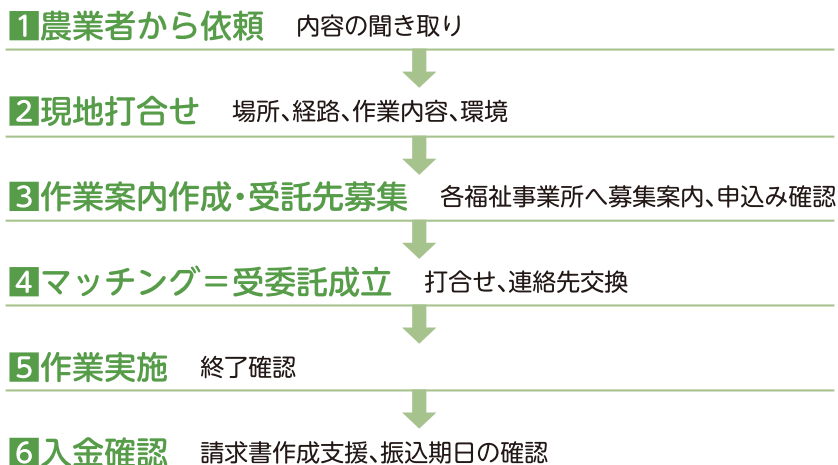
農福連携コーディネーターによるマッチング成立まで

農福連携コーディネーターは、業務をお願いしたい農業側と請負いたい福祉側双方の相談や希望を聞いてすり合わせ、作業内容や工賃などお互いが納得できるようお手伝いをします。マッチングに係る段取り・作業の実施・完了・支払まで、お世話をし見守る「コーディネーター」の役割とともに、マッチングについて三八地域の事例を紹介します。

三八地域ではもともと民間主体で、作業所製品の販売や官公庁受託業務など、これまで複数の障がい者福祉サービス事業所と協働する取組が行われていたため、平成23年から障がい者の農業就労を支援するネットワークが機能しています。農福連携についても、一括して受注窓口となっている事務局があり、マッチングのコーディネーターがいます。

三八地域障害者農業就労促進ネットワーク事務局長（社会福祉法人ユートピアの会本部 事務長）沼田智美さんから、コーディネーターの役割とマッチングの手順をお聞きしました。

マッチングの手順(三八地域障害者就労促進ネットワークの場合)



1 依頼内容の聞き取り

○農業者から、電話やメールで相談が寄せられます。

「人手が足りない」「高齢のため力仕事が多い」など、体力や根気強さが求められる作業の依頼があります。収穫や出荷、草むしり、にんにくの種こぼし、袋詰めなど、依頼内容は様々です。

※依頼は、実施希望日の最低2週間前までにしてほしい。



○詳しく聞き取りをします。

連絡先、日時、場所、人数、作業内容、作業するほ場の面積や数量などの要望事項、作業場所の環境(トイレや休憩場所の有無ほか)、服装や持参するもの、天候対応など、事前確認シートに記します。

※農家は日中の連絡が取りづらいので、つながりやすい時間帯を伺っておきます。情報を確認しあうためにも、携帯(ショートメール)・FAXなどでやりとりができるかの連絡手段や、道に迷わないよう作業場所の住所も必要です。



事前確認シートの例は、
P.21「事前確認・委託契約書の例」を御覧ください。

2 現地打合せ

○ほ場について

土の状態や雑草の密生具合により作業効率に差がでるので、実際に見て確認し、ほ場を撮影します。ほ場の広さ、ほ場までの経路(曲がり角や目印となるもの)なども撮影します。



○作業内容や作業料金の確認

農業者から、作業のやり方についての説明を聞きます。これを動画で撮影し記録することで、作業に当たる福祉事業所へ正確に伝えるようにします。

なにをどれだけ求めるかという作業の完成度、作業料金について確認します。

○作業環境

作業に当たる人の安全が守られ、安心してできるように配慮します。

作業場所は、屋内か屋外か、日除けテントの有無、休憩場所やトイレの有無・距離を確認します。

作業する場所がどのような環境なのか、事前に把握することで福祉事業所も対応しやすくなります。

※現地に休憩場所やトイレが無くても、移動車や近くのコンビニエンスストアなどを利用します。その際の移動距離や時間も確認します。



3 作業案内作成・受託先募集

○各福祉事業所へ募集案内

FAXで、作業内容や条件を分かりやすくまとめて伝えます。

長期間にわたる場合や多くの人数が求められる場合、作業可能日数に条件を付けたり、複数の事業所で分担するなど調整をします。

○申込みの確認

作業実施日一週間前までに募集を締め切ります。

申込みのあった福祉事業所と連絡を取り、内容について改めて確認をします。依頼者の農業者へ該当の福祉事業所を伝えて条件や内容を確認します。

4 マッチング＝受委託成立

○両者紹介、引き合わせ

依頼してきた農業者に、作業を申込みした福祉事業所を紹介し、内容を確認しながら打合せをします。その際に、緊急時の連絡先を交換します。例えば作業実施当日の朝になって、天候により変更が生じることもあるので、連絡を取りやすくするために互いの携帯電話番号を伝達します。

5 作業実施

○終了確認

福祉事業所から実施完了の報告を受け、予定通り実施できたか両者に確認します。お互いの約束どおりだったか、困ったことや不満はなかったか、また農業者へ作業の完成度はどうかなど聞き取りをします。

6 入金確認

○請求書作成支援

福祉事業所から農業者へ直接請求が行われますが、確認のために請求書を事務局へFAXしてもらい、必要に応じて請求書作成のお手伝いをします。複数の福祉事業所が担った場合、ネットワーク事務局が取りまとめて請求し、内訳項目に添って料金を振り分けることもあります。

福祉事業所に振込みが予定どおり行われたかを確認し、約束の期日を過ぎていれば農業者へ連絡をします。

ここまでの、マッチングの手順とコーディネーターの役割ですが、地域の事情によりマッチングの仕組みがまだ十分に機能していないところもあります。三八地域障害者就労促進ネットワークでは外部委託業務を希望する40福祉事業所の登録(60福祉事業所のデータ有)があり、一斉に募集をかけることが可能です。しかし、コーディネーターがいない地域では、福祉事業所への案内の仕方が異なります。

農福連携コーディネーター

農作業を依頼したい農業者と、障がい者の働く場を求めている福祉事業所とを結ぶ役目。障がい者が農作業をする際に、より働きやすくなるよう受入農業者と障がい者に必要な支援を行います。

農福連携コーディネーター **沼田 智美** (ぬまた ともみ) さん

プロフィール

所属 ● 社会福祉法人ユートピアの会 本部 事務長
三八地域障害者農業就労促進ネットワーク事務局長
三八地区福祉施設就労開発センター事務局

自身が所属する福祉事業所を含めて、三八地域の事業所と連携して作業製品の共同販売所を設けるなど、これまでも民間主体でネットワークの組織基盤を作ってきた経緯があり、人手が足りない企業や法人からの受託作業を割り振りしてきました。共同直売所『農福マルシェ』のことが新聞記事になったことから農福連携が注目を集め、さらに実績が増加してきたため、県民局の勤めもあり平成27年度から三八地域の障がい者の農業就労を進めるための共同受注窓口を『三八地区福祉施設就労開発センター事務局』が運営することになりました。これにより農福連携コーディネーターとしての業務を担うこととなりました。

農福連携コーディネーターという専門資格はありませんが、自分の福祉事業者としての知識経験に加えて、農業について基本知識を学ぶ必要を感じ「青森県農業ジョブトレーナー養成研修」を受講しました。現在は、法人業務と農福連携コーディネーターの業務とを担い、毎日奔走しています。



やりがい

お互いのためになっているだろうということが原動力です。農家が助かったと喜んでくれたら嬉しいし、障がい者にとっても自立支援につながることにになり、みんなが豊かな暮らしを目指して良くなればいいなという思いで頑張っています。

農福連携コーディネーターとして、作業内容をきちんと伝えることや、安請け合いはしないということなどを大事にしています。通年作業を委託する法人も出てきていますし、受託先となる新規事業所のエントリーが増えており、農福連携の期待が高まっているので、コーディネーターの役割は大きくやりがいを感じます。

今後望むこと

三八地域はもともと事業所間の連携がとれていて、農福連携も互いに助け合って回していますが、青森県の他の地域ではまだなされてないところもあり、今後の展開を望みます。

そのために農福連携コーディネーターは必要ですが、人財が足りないのが実情です。役割は大きいのに収入にならないことも課題なので、今後は手数料なども含めて検討していく必要も感じます。

また農作業は繁忙期が重なるため冬季は依頼が少なくなりますが、通年で作業できるように法人からの受託を増やしたいので、農福連携の可能性の周知を図りたいところです。

福祉事業所も地域の一助になっていると、地域のみなさんが感じてくれることを願います。

■ 農業者から

Q. 作業料金はどれくらいですか。

- ▶ コーディネーターが作業内容やほ場の状況などを現地で確認し、そこで話し合いながら決定します。福祉事業所担当者と依頼農業者との希望を踏まえ、コーディネーターが調整を図ります。

Q. ケガをしたらどうしよう。

- ▶ 福祉事業所の利用者は、保険に加入しています。

Q. 付き添いのスタッフはいますか。

- ▶ 利用者(作業に当たる人)3～4名につき職員1人が引率します。

Q. 送り迎えは必要ですか。

- ▶ 要りません。福祉事業所の車で移動します。ただし、市外のほ場など移動距離が長くなるときは、ガソリン代として多少の交通費を請求に加えることもあります。

Q. 作業の時間帯は。

- ▶ 移動時間と休憩時間を含めて、基本的に9時から17時までの間で調整します。おおよその実働時間は、午前10時から12時までと午後は13時から15時までが目安ですが、条件により対応できる福祉事業所があれば受けることもあります。

Q. ずっと見ていなければなりませんか。

- ▶ はじめと終わりは見届けてもらいますが、問題無いようでしたら現場を離れても結構です。

Q. トイレが整備されていませんが。

- ▶ 近くにコンビニエンスストアや公共施設などがあれば、そこを利用します。

Q. 食事は用意したらよいでしょうか。

- ▶ 特に必要ありません。基本的にお弁当を持参します。

Q. いつも同じ事業所をお願いしたいが可能ですか。短期の作業なら、できるだけ同じ事業所に対応してもらいたい。

- ▶ できるだけ要望に沿えるよう対応したいが、実情は週3日の依頼にも複数の福祉事業所でまかなっています。

Q. 遠いとなかなか来てもらえないようですが。作業時間は最低1日4時間くらいはお願いしたい。

- ▶ 福祉事業所からの距離の問題もあるので、御理解をお願いします。

■ 福祉事業所から

Q. 期間中、作業に当たる人や職員が変更になってもよいですか。

- ▶ 依頼者にもよりますが、その度に作業のやり方を説明する手間を省くためにも、ある程度固定された方が望ましいです。

Q. ほ場までちゃんと行けるか心配。

- ▶ ほ場までの経路を地図アプリで示したり、道しるべとなる目標物を撮影したり、分かりやすいところで待ち合わせをしたり、迷わないよう対応しています。

Q. 昼食を食べられる場所がありますか。

- ▶ 休憩場所の有無により、移動車を利用してもらうこともあります。

Q. どのように請求したらよいのでしょうか。

- ▶ 請求書の書き方など相談にのります。

農業者が取り組む農福連携

株式会社アグリーンハート

代表取締役 佐藤 拓郎(さとう たくろう)さん

グローバルGAP、有機JAS、ノウフクJAS認証を取得。高付加価値商品で利益向上、作業工賃の向上により、障がい者も納税できる社会を目指す。



きっかけ

- ・下半身不随の障がいを負った親族の就労支援として始めたのがきっかけ。座っていてもできる作業として、ほうれんそうの袋詰めを手伝ってもらった。障がいを持つもっと多くの人に生きがいを感じてほしいと思った。
- ・障がいによる作業能力の低い点をカバーするため、付加価値が高い有機栽培に取り組むことで所得確保を図る。

現在の取組

- 通年委託**(知人を介してB型事業所とマッチング)
直販商品の有機栽培米のパック詰め。計量・真空パック詰め、ラベルシールを貼る作業。
- 短期委託**(青森県の事業「チャレンジ農福」で、B型事業所とマッチング)
にんにく 植付け、収穫、種こぼしなど。6人で3日程度作業。
アスパラガス 除草。
水稻 除草。中山間地域で農業機械が入りづらく、手作業のため人手が必要で障がい者が活躍している。



所感

- ・福祉事業所では、作業によって個々の特性に合った作業ユニットを組んで職員と来るので不安はない。慣れると教える手間も省け思いのほか作業が進むので現場を任せられる。
- ・にんにくの植付けや種こぼしなど、同じ作業を長い時間ひたむきにコツコツと集中してできるので頼もしい。

課題

- ・福祉事業所には作業できる時間制約があるので、期待する作業の進み具合に課題がある。トイレの場所、休憩時間、ほ場への移動距離などへの考慮も必要。
- ・障がいにもよるが、個人を雇うことには難しさがある。体調の波があって休まれると予定が組みづらいので長期的な計画の作業を任せにくい。

アドバイス

- ・障がい者の多様性に気付きと理解をしてほしい。福祉事業所職員も農作業は初めて。体験してもらい作業内容を覚えてもらっている。

今後の展望

- ・農業の担い手不足、地域の賑わいなど地域が抱える課題は山積み。農福連携は、地域課題解決につながる明るい要素。障がいを持つ人たちも地域を構成する一人としてみんなで支えあう社会、障がい者も納税できる社会を目指したい。

福祉事業所が取り組む農福連携

社会福祉法人 誠友会 理事長 苫米地 義之(とまべち よしゆき)さん

〈農業法人〉株式会社 アグリの里おいらせ

〈福祉サービス事業所〉工房あぐりの里

福祉サービス事業所と農業法人を持ち、施設内で農福連携を実践しているほかに、近隣農家や農業法人での施設外就労もしている。



きっかけ

- ・一般企業での就労が難しい障がいを持つ家族がいたため、自身が大学で福祉を勉強したことと、子供のころから手伝いで農業に触れていた体験から、障がい者の自立支援と農業がマッチするのではないかという意識を持っていた。
- ・就労継続支援事業所A・B型とグループホームの運営のほか、観光農園の運営を通して、障がい者の活躍・雇用の場の実現を願い農業生産と6次産業化に着手。障がい者の雇用と自立を支援。

現在の取組

○施設内

温泉熱を利用した大規模ハウスでのいちごや南国果樹、野菜栽培、直売所、加工施設、レストラン、ほ場などがあり、苗の植付け、収穫、調理補助、加工、動物の世話など作業は多岐にわたる。

障がいの特性に合わせ、力仕事得意な人、座っていてもできる細かな作業など、その人に合わせた役割分担で行う。



○施設外就労

近隣の農業者での施設外就労を行う。

所 感

- ・利用者は、地域とのふれあい、お客様の声掛けや喜ばれること、自分たちが手掛けたものが売れるところを間近で見られるとやる気になる。
- ・人と向き合うのが苦手な人もいるが、作物や動物と向き合うのは精神的負担が少なく前向きに取り組める。

アドバイス

- ・ほ場～内容を分かりやすく伝える工夫～
選別、出荷調整は分かりやすいように写真を掲示。作業するうねを間違わないよう、記号やパネルを付けて指示。
- ・事業所～利用者を預かる責任～
利用者の安全を第一に、作業現場の衛生面や事故など危険がないか確認。利用者の家族にも説明し確認を取る。個々の特性と個性を踏まえて、作業の割り振りや丁寧な説明をする。個性を配慮して作業のグループ分けをする。利用者間の相性も考慮。
- ・事業所スタッフの農業経験がないことを考慮して分かりやすく説明する。
- ・ビジネスとして成り立つように、販路を確保すること。販売収益をあげるようにしないと続かない。

今後の展望

- ・新たな商品開発に取り組み、高齢農業者、障がい者だけでなく、地域の様々な個人や団体と連携し交流しながら、地域の活性化につなげていきたい。

事例①

にんにく種こぼし作業

作業時期 8月下旬～9月中旬



皮むき

※障がい者の作業



球の状態



エアーコンプレッサー等を使用し皮をむく

りん片ばらし



球の状態をほぐして、りん片ごとにばらす

コンテナ入れ



コンテナに入れる



種こぼし作業は、福祉事業所へにんにくを持ち込んで作業を委託できます。

農業者が福祉事業所へにんにくを搬入

福祉事業所内で作業

農業者が福祉事業所で引き取る

事例②

にんにく植付け作業

作業時期 9月中旬～10月上旬



作業機でマルチの設置、種りん片を適量マルチ上にまく

りん片置き

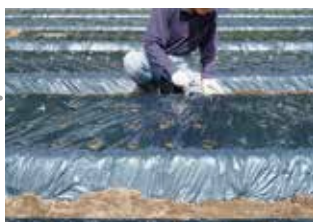


マルチの穴部分にりん片を置く

このとき、上向きにすること



※障がい者の作業



りん片の向き、りん片の置き忘れがないか確認しながら、T字パイプを使用し所定の深さになるよう押し込む。

管理機で培土する

事例③

にんにく収穫作業

作業時期 6月中旬～7月上旬



刈り払い機で茎葉を刈る

マルチはぎ

※障がい者の作業



スコップでマルチが埋まっている部分を掘り起こす



はいだマルチを片付ける



作業機で掘り上げる

土落とし

運搬



根についている土をほぐし落とす
コンテナににんにくを入れる



にんにくが入ったコンテナを運ぶ



根切り機で根を切る

事例 4

りんご

りんごの各作業については、弘前市発行の「農福連携実践マニュアル」が参考になります。

おおむね就労可能な作業

剪定枝片付け

○就労の可否

A 型： **おおむね就労可能**

B 型： **おおむね就労可能**

No.	①作業の細分化 (作業工程 (一例))	②農業者からの評価	
		A 型	B 型
1	落ちている枝を拾い、 一か所にまとめる	5 (1事業所) 4 (1事業所)	3 (1事業所)
2	枝をはさみで細かく切る	4 (1事業所)	—
3	枝をソリ等で運搬する	5 (1事業所) 4 (1事業所)	3 (1事業所)



5：効率よく作業可能 4：問題なく作業可能 3：時間はかかるが作業可能 2：問題あるが作業可能 1：作業不可

③工夫点

- ・ 枝が手に刺さる可能性があることから、安全面を考慮し**手袋を付けて実施** (A 型・B 型)
- ・ 枝の運搬場所が分かりやすいように、**枝を一ヶ所に積み上げておく**ことで、**運搬場所を明確化** (B 型)

④課題・自由意見

- ・ 大きな枝が得意な人や小さい枝が得意な人など、**力仕事の面で個人によって得意分野がある**。(B 型)

市の分析・考察

○事業所職員によるサポート ☒ **不要**

○課題への対応例

- ・ **班に分かれて作業を実施**

例) 力仕事得意な人： **重量が重い大きな枝を拾う** 作業を行う。

力仕事不得意な人： **重量が軽い小さな枝を拾う** 作業を行う。

※班分けについては、事業所職員が利用者の特性に応じて決める必要がある。

○作業を依頼する際のアドバイス

- ・ 枝を集積場所まで運ぶソリや運搬器具を用意する。

ダウンロードは
こちらから





事前確認・委託契約書の例

依頼の聞き取りは、以下の内容で聞き取ります。

農福事前確認シート

氏名	様
住所	
電話番号	
希望作業日・時間	
品目	
作業内容	
作業事業所	(市内) 名 (職員 名 利用者 名)
作業場所	
待ち合わせ場所・時間	
服装・持参する物	
作業場所周辺の環境	まで車で 分程度
トイレの有無 (付近の公共施設等)	有 (車で 分 ・ 徒歩で 分) ・ 無
雨天時の対応	別な作業 () ・ 延期する

打合せ場所	
請求と支払	

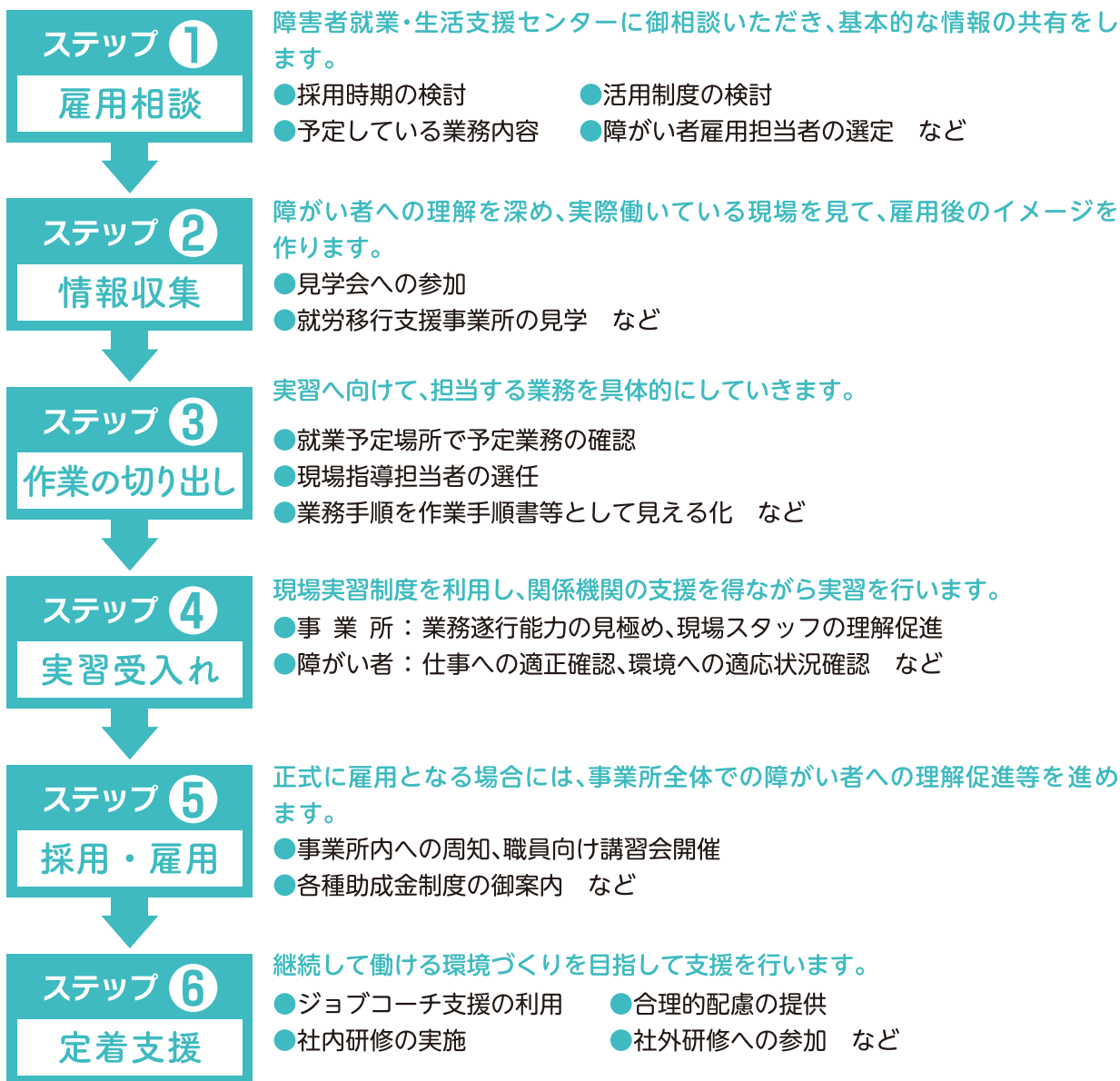
農業者と福祉事業所の契約書の例です。

業務委託契約書 ●●●●（以下、「甲」という）と■■■■（以下、「乙」という）とは、甲の業務委託に関し、次の通り契約を締結する。 第1条（契約の目的と基本的義務） 甲は乙に、下記業務を委託し、その対価として委託代金を乙に支払うこととする。乙は甲から受託した業務を通し、乙の運営する障害福祉サービス事業所の利用者が一般就労を目指し、利用者の就労の意欲、工賃の向上及び社会生活スキルの習熟に努めることとする。 第2条（委託業務） 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。 （1） 農作業全般 （2） 農作業の補助 第3条（委託料） 1 甲は乙に対し、本業務の対価として、1人当たり▲▲▲▲を支払う。 2 甲は、前項に定める委託料を毎月末日に締め切り、翌月支払うこととする。 3 甲又は乙は必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書類によりこれを定めるものとする。 第4条（業務上の責任） 1 作業の完成についての財政上及び法律上の全ての責任は乙が負うものとする。 2 乙は、本契約の義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。 第5条（機械、設備等の借入れ） 1 甲は委託業務の遂行上必要な機械、設備等を（以下「設備等」という）を乙に貸与し、また委託業務遂行上必要な情報を告知するものとする。 2 乙は甲より貸与された設備等を善良な管理者の注意をもって保管・管理し本契約に基づく委託業務の遂行以外の目的に使用しないものとする。	第6条（利用者への指導等） 1 乙は請け負った作業を甲から独立して行い、甲と乙が共同で処理しないものとする。 2 利用者に対する指導については乙が行う。 3 甲と乙の利用者との関係は、乙施設内で行われる作業の場合と同様とする。 第7条（事故処理） 本契約に基づく委託業務の遂行に支障を来すおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、甲乙協力してその解決処理に当たるものとする。 第8条（解約） 1 甲及び乙は本契約期間中であっても、3か月前の予告期間をもって本契約を解除することができるものとする。 2 前項に基づく解約については、甲及び乙は相手方に対しその事業に損害を生じないよう配慮するものとする。 3 甲及び乙は、相手方が本契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上本契約を解除することができる。 第9条（契約期間） 本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。 第10条（機密保持） 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。 第11条（反社会的勢力との絶縁の保証） 1 甲及び乙は、相手方に対し、次の各号に定める事項について保障する。 （1） 甲及び乙は、暴力団等の反社会的勢力から、直接・間接を問わず、かつ、如何を問わず、資本・資金を導入し、資本・資金上の関係の構築を行っていないこと、及び、今後行う予定がないこと。 （2） 甲及び乙は、暴力団等の反社会的勢力に対して、直接・間接を問わず、
かつ、如何を問わず資金提供を行っていないこと、及び、今後行う予定がないこと。 （3） 暴力団等の反社会的勢力に属する者及びそれらの親しい関係の者を甲乙とも役員等に選任しておらず、また従業員として雇用してはいないこと。 （4） 暴力団等の反社会的勢力が、直接・間接を問わず、甲及び乙の経営に関与していないこと。 2 甲及び乙は、相手方が前項の保証に反すると合理的に判断した時は、本契約を解除することができるものとする。 第12条（協議事項） 本契約に定めのない事項及び本契約各条項に疑義が生じた場合は、甲乙互いに信義誠実の原則に従い、協議・決定するものとする。 以上、契約成立の証として、文書を2通作成し、甲乙各1通を保管するものとする。 令和 年 月 日 （甲） （乙）	

農業分野での障がい者雇用について

農業分野での障がい者雇用の事例は少ないですが、他産業で障がい者雇用に取り組む事業所が、雇用に当たり行うことの多い作業や検討事項を段階別に整理しました。

現在の事業所の状況によって、始めるステップの段階やその内容は異なり、前後又は並行することがあります。障害者就業・生活支援センターでは各ステップがスムーズに進められるように事業所へ助言を行います。



農業分野で障がい者雇用されている事例

特別支援学校の産業現場等における実習（現場実習）を受入れたことがきっかけで、雇用につながっている事例があります。

問合せ先
一覧

農福連携に関するお問い合わせはこちらにお寄せください。

農林水産部構造政策課ユニバーサル農業推進プロジェクトチーム

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

TEL.017-734-9463

農林水産事務所一覧

名 称	住 所	電話番号
東青農林水産事務所農業普及振興室	青森市長島2-10-3 (青森フコク生命ビル6階)	017-734-9961
中南農林水産事務所農業普及振興室	弘前市大字蔵主町4	0172-33-2903
三八農林水産事務所農業普及振興室	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178-23-3794
西北農林水産事務所農業普及振興室	五所川原市栄町10	0173-35-5727
上北農林水産事務所農業普及振興室	十和田市西十二番町20-12	0176-23-4281
下北農林水産事務所農業普及振興室	むつ市中央1-1-8	0175-22-2685